

岡崎市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が所有する公用車に、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」）という。）に関して、岡崎市広告掲載要綱（平成 19 年 4 月 12 日作成。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告掲載車両、広告の規格、掲載位置、料金は別に定める。

(広告の掲載方法)

第3条 広告掲載は、特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルムは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材料としなければならない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1年間とする。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

(広告デザインの制限)

第5条 広告は、岡崎市広告掲載要綱第3条、及び同広告掲載基準に定めるもののほか、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 車両運行の支障になるもの。
- (2) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの。
- (3) 都市景観との調和を損なうもの。

(広告の申込み)

第6条 車両への広告掲載を希望するものは、岡崎市公用車広告掲載申込書及び広告案を指定の期間に市に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 広告を募集した課等の長は、前条の申込みを受付後、要綱、基準及び本要領に基づき、広告掲載の可否を決定し、岡崎市公用車広告掲載決定通知書又は岡崎市公用車広告否掲載決定通知書により申込者に通知して行う。

2 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。この場合において、募集した広告の枠数を超えて申込みがあった場合は、抽選により掲載者を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、又はこれらに類するものの広告
- (2) 市内に事業所等を有する企業・団体のものの広告

(広告の掲載)

第8条 広告主は、要綱、この要領その他市の指示に従い、広告掲載を行うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容及び広告主について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。
- 3 広告の車両への掲載、撤去作業の日程は市の指示に従うものとする。

(広告の変更)

第9条 広告主は掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い第7の規定による市の審査を受け、その承認を得なければならない。

(代金の納入)

第10条 広告主は、広告掲載料を掲載開始日の7日前までに一括納付しなければならない。

(広告料の返還)

第11条 納付された広告料は、還付しないものとする。

- 2 第4条の規定で広告できなかった場合で、岡崎市広告掲載要綱第7条の規定により還付するものとする。
- 3 市の責めに帰すべき事由により連続7日以上広告の掲載ができなかった場合は、30日を超える毎に月額で積算した広告料の返還をするものとする。

(費用負担等)

第12条 広告の作成、掲載及び撤去作業は広告掲載者の責任において行い、その費用は広告掲載者が負担する。

- 2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告掲載者の責任において原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第 13 条 広告掲載期間中に市の責に帰する事由により広告の破損等が生じた場合は市が原状回復するものとする。

2 経年に起因する広告物の劣化については、市は責を負わない。

(広告の削除)

第 14 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取りやめることができる。

(1) 広告内容が第 5 条の規定に反すると認められるとき。

(2) 広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第 15 条 広告主は、広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとして、第三者の権利の侵害、債権者の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

3 市は広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。